

## 電気需給約款等の一部改定について（2019年5月13日実施。主要箇所・東京電力エリアの場合）

- 2019年5月13日実施の改定に係る主な変更点は、次のとおりです。（my でんき約款等の公表日までに、本書に記載の事項を変更させていただく場合があります）
- 改定させていただく約款は、電気需給約款【my でんき版】（東京電力エリア、中部電力エリアおよび関西電力エリア）と選択約款（たっぷりプラン・まとめてプラン）となります。
- 本新旧対照表は、電気需給約款【my でんき版】（東京電力エリア）のみを記載しておりますが、他の約款についても改定の趣旨等は同じとなります。

旧 約 款	新 約 款
<p>第1条（適用）</p> <p>この電気需給約款【my でんき版】（以下、「本約款」といいます。）は、<u>当社と電気需給契約（以下、「電気需給契約」といいます。）を締結されたお客様において、第3条に定義される送配電会社の供給区域内の需要場所に対して、当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</u>以下、電気需給契約と本約款とを併せて「本契約」といいます。</p> <p>本約款は、2017年4月1日より実施いたします。</p> <p>本約款は、「ENEOSでんき」には適用されません。</p>	<p>第1条（適用）</p> <p>(1) この電気需給約款【my でんき版】（以下、「本約款」といいます。）は、<u>一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客様に対して、当社が、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</u>なお、<u>お客様と当社との電気の小売供給契約（以下、「需給契約」といいます。）と本約款とをあわせて、以下、「本契約」といいます。</u></p> <p>(2) <u>本約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用されません。</u>  <span style="padding-left: 40px;">…【該当する供給区域を記載】…</span></p> <p>(3) 本約款は、2019年5月13日より実施いたします。</p> <p>(4) 本約款は、「ENEOSでんき」には適用されません。</p>
<p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) <u>送配電会社の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。</u>この場合には、<u>本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。</u>なお、当社は、本約款を変更する際には、<u>所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。</u></p> <p>(2) <u>消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。</u>この場合、<u>契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款及び電気料金によります。</u></p> <p>(3) <u>当社は、送配電会社の電気料金が改定された場合、又は発電費用若しくは電気の調達コストの変動その他の合理的な理由により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">① <u>当社は事前に新たな料金単価、及びその適用開始日（以下、「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面、電子メール等でお客様に通知いたします。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">② <u>お客様は、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに、当社に対して所定の様式にて解約を通知することで本契約を解約することができます。</u>この場合には、<u>電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するもの</u>といたします。</p> <p style="padding-left: 20px;">③ <u>上記②に定める期限までに、お客様より解約の通知がない場合は、お客様は新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。</u></p> <p>(4) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、<u>電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、小売電気事業者の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるもの</u>とします。ただし、<u>当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないもの</u>とします。</p>	<p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、本約款を変更することがあります。この場合、<u>契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【my でんき版】によります。</u>なお、当社は、本約款を変更する際には、<u>その効力発生日を定めた上で、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">① <u>お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;">② <u>法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;">③ <u>消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;">④ <u>燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;">⑤ <u>みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</u></p> <p style="padding-left: 20px;">⑥ <u>その他当社が必要と判断した場合</u></p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、<u>電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるもの</u>といたします。ただし、<u>当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるもの</u>とし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものといたします。なお、この場合の供給条件の説明については、<u>電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</u></p>
<p>第5条（契約の申込み）</p> <p>(1) 契約の期間</p> <p>契約期間は、<u>電気需給契約が成立した日から1年間</u>といたします。ただし、<u>契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも電気需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるもの</u>といたします。この定めにより本契約が更新される場合において、<u>電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間、小売電気事業者の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるもの</u>とします。</p>	<p>第5条（契約の申込み）</p> <p>(1) 契約の期間</p> <p>契約期間は、<u>電気需給契約が成立した日から1年間</u>といたします。ただし、<u>契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも電気需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるもの</u>といたします。この定めにより本契約が更新される場合において、<u>電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるもの</u>といたします。また、この場合における供給条件の説明については、<u>電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</u></p>